

議案第166号

議決事項の一部変更について（道場三室線2工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事請負契約）

令和元年9月議会において議決を得た請負契約について（議案第136号。令和3年12月（11月繰上げ）議会において議決を得て一部変更（議案第168号））下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和4年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3契約金額中「3,674,891,000円」を「3,726,712,000円」に変更する。